

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせて いる規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	デジタル社会の実 現に向けた規制緩和	マイナンバーカードによる電子決済手段を用いたタッチ 決済サービス 【具体的な事業内容】 ・利用者は専用チャージ機でマイナンバーカードに電子 決済手段をチャージ ・市内の飲食店やイベント会場等で、マイナンバーカード を専用端末にタッチすることで決済完了	マイナンバーカードのかざし利用(本人 認証における、暗証番号(PIN)の入力を 必要としない方法に)は、利用できる環 境及び要件が定められており、屋外での 利用や決済用途で用いることができな い。	＜マイナンバーカードかざし利用クライアントソフト(自 治体向け活用情報) 利用できる環境及び要件 ・対面等での利用(対面の環境のほか、管理され監視さ れた施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理 される端末の環境。オンラインや屋外は不可) ・求められる認証強度が低い場面(以下、略)＞	決済(チャージ)限度額の設定や、利 用場所への検証者(事業者や店舗の 担当者など)の配置により、紛失や不正 利用のリスクを軽減することで、屋 外での利用や決済用途で用いること を可能とする。	デジタル庁	マイナンバーカードの「かざし利用」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の12第2項各号のいずれかに該当する場合に、行うことができます。屋外や決済であることを理由として利用を禁止する規定はなく、同条同項各号のいずれかに該当する場合には、行うことが可能です。 ○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(抜す い) (電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明 用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務) 第三十八条の四 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明利 用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明 を行ったことの確認をした後(当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利 用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又 は第十九条第一項の規定により当該署名利用者から通知された電子署名が行われた情 報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後)、当該利用者 証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき(第 三十八条第一項に規定するときを除く。)は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証 明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならない。 2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード 用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認す るための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。 ○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(抜すい) (電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明 用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置) 第六十四条の十二 法第三十八条の四第二項に規定する主務省令で定める措置は、利 用者証明利用者からの利用者証明検証者に対する個人番号カード用利用者証明用電子 証明書の通知に用いられた個人番号カードに記録された個人番号カード真正証明検証 符号(当該利用者証明利用者が当該個人番号カードが真正なものであることを証明する ために用いる符号であって当該個人番号カードに記録されたもの(以下この項において 「個人番号カード真正証明符号」という。))と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成さ れることにより対応する符号であって、当該個人番号カードが真正なものであることの証 明が当該個人番号カード真正証明符号を用いて行われたものであることを確認するため に用いられるものをいう。))により個人番号カード真正証明符号を用いて当該個人番号 カードが真正なものであることの証明が行われたことを確認することとする。 2 前項の確認は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。 一 利用者証明利用者が、利用者証明検証者の職員(当該利用者証明検証者が適当と 認める者を含む。次号において同じ。)との対面により個人番号カード用利用者証明用電 子証明書を通知する場合 二 利用者証明利用者が利用者証明検証者の管理する場所(これに準ずる場所として当 該利用者証明検証者が適当と認める場所を含む。))において個人番号カード用利用者証 明用電子証明書を通知する場合であって、当該利用者証明検証者の職員が当該通知が 行われた際の当該場所の状況を確認できるとき。 なお、ご指摘のマイナンバーカードのかざし利用に係るデジタル庁webページについては 改修いたします。
2	長崎県、 株式会社NEXT DELIVERY	自動検知AIシステ ムを用いたカテゴ リーⅡ飛行(レベル 3.5)における要件 の緩和と複数機 運航の実現	ドローンの安全運航の確立と複数機運航の実現による 運航コストの低減を実現し、無人地帯に限らず、物流課 題を抱えた地域へのドローン配送を早期に社会実装す る。	ドローンのレベル3.5飛行においては、航 空法第132条の86第2項第2号「当該無 人航空機及びその周囲の状況を目視に より常時監視して飛行させること」、無人 航空機の飛行に関する許可・承認の審査 要領(カテゴリーⅡ飛行)「機体に取り 付けられたカメラにより進行方向の飛行 経路の直下及びその周辺への第三者の 立ち入りが無いことを確認できること」と 定められているため、人が機体に取り付 けたカメラの映像を常時監視し、飛行経 路の直下及びその周辺に第三者の立ち 入りが確認された場合、都度飛行を中止 する等の確に対応する必要がある。 このような制度では、人の目視には限界 があることから、一人の運航者が一機の 運航に集中し、他の運航機体を見れな い状態になり、複数機運航による運送コ スト低減の障壁となっている。	航空法第132条の86第2項第2号及び 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(カ テゴリーⅡ飛行)5-4(1) d)ウ)(iii)、5-4(3) c)カ)(iii)	・機体に取り付けたカメラの映像を自動 検知AIシステムで常時監視し、一 定の落下分散範囲付近への第三者 の立ち入りをAIが検知した際に運航 者に通知を行い、都度飛行を中止す る等の確に対応(一時停止等)すること で、人がモニター等で常時監視せ ずともドローンのレベル3.5飛行の実 施を可能とする(可能であれば審査 要領等において当該内容を明確化する)。	国土交通省	レベル3.5飛行においては第三者の立ち入りが無いことを確認するための手段として機 上に搭載したカメラの使用を必須としておりますが、第三者の立ち入りが無いことの確認 を人間の目により監視するのか、自動検知AIシステムを用いて監視するのかといった方法 を特には限定しておらず、現行の審査要領において自動検知AIシステムを用いること を排除しているものではありません。 その上で、自動操縦を前提とした多数機同時運航におけるレベル3.5飛行に係る自動検 知AIシステムを用いた監視方法については、「多数機同時運航の普及拡大に向けたスタ ディグループ」において、来年度以降事業者の実証結果も踏まえた上で、その有用性に ついて官民で議論していく予定としております。